

令和元年5月31日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

### 諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和元年5月9日付け1長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

#### 記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
  - ・長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定に向けた市民への意識調査実施に伴う住民基本台帳の目的外利用について
  - ・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定に向けた市民アンケートに係る個人情報の目的外利用について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
  - ・ふるさと納税に関する個人情報の外部提供について
- 3 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  - ・消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う、要配慮者に関する個人情報の収集について
  - ・ふるさと納税に関する本人以外の個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 2	答 申 日	令和元年5月31日
審 議 件 名	長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定にむけた市民アンケートに係る個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和元年5月13日		
内 容			
<p>令和元年5月9日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である総合計画推進課の説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定のための基礎資料作成にあたりアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の18歳以上3,000名を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするものである。</li><li>・利用しようとしている個人情報は、抽出対象者の住所、氏名、性別、生年月日である。</li><li>・性別は必要ないが、抽出作業の際に表示されてしまうため、利用項目とした。</li><li>・アンケートの実施に際して、外部委託を行う。</li></ul> <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①受託者に長岡京市個人情報保護条例を遵守させることに加え、同条例第11条に基づく個人情報保護のために講ずる措置項目を規定した契約締結を行うこと。</li><li>②受託者が業務を実施するにあたっては、所管課が個人情報の保護及び適正管理について監督を行うこと。</li></ol>			